

# 第3回名勝円山公園保存管理計画策定委員会における 保存管理計画（素々案）の主な検討事項

名勝円山公園保存管理計画  
－ 目次構成案 －

## 第1章 計画策定の沿革・目的

- 1 計画策定の沿革・目的
- 2 計画の対象範囲
- 3 委員会の設置・経緯
- 4 計画の実施

## 第1回策定委員会検討範囲

## 第2章 名勝円山公園の概要

- 1 指定に至る経緯
  - 1-1 公園開設以前
  - 1-2 公園開設・拡張期
  - 1-3 公園改良期
  - 1-4 名勝指定以降
  - 1-5 都市公園法施行以降
- 2 指定の状況

## 第3章 現況・課題

- 1 現況
  - 1-1 土地利用
  - 1-2 関係法令
  - 1-3 植生
  - 1-4 公園施設状況
  - 1-5 景観変遷
- 2 課題

## 第4章 保存管理

- 1 本質的価値の再検討
- 2 保存管理の方向性
  - 2-1 保存管理の目標
  - 2-2 保存管理の考え方
  - 2-3 区域区分

## 第2回策定委員会検討範囲

## 3 保存管理方針

- 3-1 保存管理方針の考え方
  - 3-2 各区域における保存管理方針
    - (1) 全般
    - (2) 区域区分毎
      - 1) 圓山山麓
      - 2) 東大谷参道
      - 3) 園池
      - 4) 祇園枝垂桜周辺
      - 5) 音楽堂周辺
      - 6) 市民の森
      - 7) 便益施設
- (ア) 区域の保存管理方針  
(イ) 区域の構成要素  
(ウ) 構成要素毎の保存管理方針

## 第3回策定委員会検討範囲

- 4 名勝指定範囲内における現状変更の実態の検証 第3回策定委員会検討範囲
- 4-1 現状変更等に関する法又は省令等
- (1) 記念物の指定地域における標識等の設置基準の概要
  - (2) 記念物の滅失、き損等の届出の概要
  - (3) 復旧の届け出の概要
  - (4) 維持の措置の範囲の概要
  - (5) 現状変更の許可に関する文化庁長官の権限に属する事務の権限移譲の概要
- 4-2 記念物内における行為と申請・届け出の手続きとの相互関係
- 4-3 名勝円山公園において現状変更を行う可能性のある行為者と行為内容
- (1) 現状変更申請の内容にみる現状変更の行為者と行為
  - (2) 名勝円山公園で実施されている行為
  - (3) 保存管理
    - 1) 恒常維持管理 2) 緊急修理 3) 定期修理
  - (4) 名勝の本質的価値に影響を及ぼす行為と名勝の保存管理あるいは経常的な管理行為
    - 1) 現状変更行為（名勝の本質的価値に影響を及ぼす行為）
    - 2) 現状変更に相当しない行為
- 5 現状変更等の取扱方針と取扱基準
- (1) 現状変更等の取扱方針
  - (2) 現状変更等の取扱基準
    - 1) 現状変更許可が必要とされる行為
    - 2) 現状変更許可が必要とされる行為のうち軽微な現状変更行為
    - 3) 非現状変更行為
    - 4) 現状変更等の取扱基準の留意事項
  - (3) 現状変更等の手続きのフロー図（例）
- 6 周辺地域との保存管理における調整
- (1) 周辺地域との保存管理における調整の必要性
  - (2) 周辺地域の管理の考え方
  - (3) 周辺地域と関係する区域の管理の考え方

第5章 再整備（修復）

- 1 再整備（修復）の方向性
- 2 再整備（修復）の考え方
  - (1) 対象区域の再整備（修復）の考え方
  - (2) 公園施設の再整備（修復）の考え方

第4回策定委員会検討範囲

第6章 活用

- 1 活用の方向性
- 2 活用の考え方

第7章 運営及び体制

第5回策定委員会検討範囲

名勝円山公園保存管理計画（案）の検討

名勝円山公園保存管理計画の策定